

【 １ 開 会 】

司 会

定刻がまいりましたので、これより会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、岡山県土木部都市局都市計画課の倉本と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、２点ほど連絡・報告事項がございます。

まず、地震発生時の行動及び避難経路について、お伝えをさせていただきます。

地震が発生した場合ですが、机の下などにもぐり、揺れがおさまるまで頭を守ってください。

揺れがおさまったら、職員の誘導に従い、外へ避難してください。

そちらの出入り口を出て頂き、非常口の案内に従って進んでいただき、階段で１階に降りてください。

降りられましたら、非常口の案内に従って外へ避難してください。

次に、定足数についてですが、本日ご出席いただいております委員及び臨時委員の方は１７名中１５名でございます。岡山県都市計画審議会条例第７条に基づく半数以上の定足数を満たしていますことをご報告いたします。連絡・報告事項は以上でございます。

それでは、ただいまから「第１６５回岡山県都市計画審議会」を開催させていただきます。

報道関係者の皆様、撮影はここまでとしてください。

議事に先立ちまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は全部で５種類ございます。

まず、Ａ４版の「第１６５回岡山県都市計画審議会 議事次第」と書かれた資料、次に、同じくＡ４版で「議案集」と書かれた資料、Ａ３版で、右上に「説明資料」と書かれた資料、Ａ４版で、右上に「その他資料」と書かれた資料、最後に、Ａ４版で、右上に「その他資料（参考資料）」と書かれた資料でございます。

以上の資料が、お手元に揃っておりますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、都市計画課課長の逸見より、ごあいさつを申し上げます。

課 長

それでは、第１６５回岡山県都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところこうしてお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また日頃より、岡山県の都市計画行政の推進にあたり、ご助言ご協力いただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますが、お手元の「議案集」にありますとおり、１議案ございます。

第1号議案は「株式会社カンガイ産業廃棄物処理施設（倉敷市）の敷地の位置について」でございます。これは、株式会社カンガイが設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置についてであります。建築基準法第51条ただし書きによる許可に関するものでございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれ幅広い見地から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【 2 委員紹介 】

司 会

続きまして、次第2の委員の皆様のご紹介に入ります前に、今回、審議会委員の任期満了に伴いまして、委員が改選となっておりますので、このことについてご報告させていただきます。

お手元の「議事次第」と書かれた資料の4ページ目の「委員名簿」をご覧ください。

令和6年12月1日に、本審議会の委員として15名の方、同じく臨時委員として2名の方に、ご就任いただいております。

委員の任期につきましては、岡山県都市計画審議会条例第3条第2項におきまして、2年と規定されておりますので、任期は、令和6年12月1日から、令和8年11月30日までの2年間となります。

委員の皆さま、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、委員名簿に従い、委員の皆さまを、ご紹介させていただきます。

はじめに、学識経験者としてご就任いただきました、岡山県商工会議所女性会連合会理事の干田恵様でございます。

次に、岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域准教授の宮崎祐子様でございます。

次に、岡山県建築士会会長の塩飽繁樹様でございます。

次に、岡山県消費生活問題研究協議会会長の中里房子様でございます。

次に、岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域准教授の氏原岳人様でございます。

次に、岡山弁護士会弁護士の猪木健二様でございます。

次に、岡山県立大学デザイン学部建築学科教授の西川博美様でございます。本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。

次に、岡山理科大学生物地球学部生物地球学科教授の佐藤丈晴様でございます。

次に、岡山県立大学保健福祉学部看護学科教授の森永裕美子様でございます。

続きまして、関係行政機関からご就任いただきました、

農林水産省中国四国農政局長の仙台光仁様でございます。

本日は、代理で、農村振興部農村計画課課長の大井茂様にご出席をいただいております。

次に、国土交通省中国地方整備局長の林正道様でございます。
本日は、代理で、企画部環境調整官の兼原勝英様にご出席をいただいております。
続きまして、市町村の長を代表してご就任いただきました、瀬戸内市長の武久顕也様でございます。
続きまして、県議会からご就任いただきました、岡山県議会議員の小倉弘行様でございます。
同じく、岡山県議会議員の坂本亮平様でございます。
続きまして、市町村議会の議長を代表してご就任いただきました、岡山市議会議長の田口裕士様でございます。
本日は所用のため欠席との連絡をいただいております。
続きまして、臨時委員としてご就任いただきました、岡山県農業会議副会長の矢谷光生様でございます。
次に、岡山県警察本部交通部長の實満智彦様でございます。
本日は、代理で、交通規制課課長補佐の風呂橋諭様にご出席をいただいております。
最後に、専門委員の西澤洋行岡山県土木部長でございます。
同じく、専門委員の山本賢介岡山県土木部都市局長でございます。

【 3 会長選任 】

司 会 続きまして、次第3の会長の選任についてでございますが、審議会条例第6条に、会長は「学識経験のある者として任命された委員のうちから、委員の選挙によりこれを定める」と規定されております。
委員の皆さま、いかがでしょうか。

委 員 建築に関するご経験が豊富で、前回も会長を務めていただきました塩飽委員に、ご就任いただいておりますでしょうか。

(委員：異議なし)

司 会 塩飽委員、お引き受けいただけますでしょうか。

委 員 はい、わかりました。

司 会 ありがとうございます、塩飽委員が会長に選任されました。
それでは、塩飽委員、会長のお席にお移りください。

【 4 議 事 】

司 会 これより、次第4の議事に入らせていただきます。
議事の進行は、審議会条例第7条の規定によりまして、会長にお願いいたします。

塩飽会長、よろしくお願いいたします。

(1) 常務委員の指名

会 長

議事の1番目、常務委員の指名についてでございます。

常務委員会は、審議会条例第8条に「審議会の権限に属する事項で軽易なものを処理する」ことを目的といたしまして、「会長の指名した委員8人以内で組織する」と規定されております。

私の案としましては、宮崎委員、氏原委員、猪木委員、西川委員、佐藤委員、林委員、小倉委員に、私を含めた8名で組織したいと考えております。

ただいまご指名させていただきました委員の皆さま、お引き受けいただけますでしょうか。

(委員：異議なし)

会 長

ありがとうございます。

本日ご欠席の委員の方には、後日、お引き受けいただけるか確認させていただきます。

(2) 署名委員の指名

会 長

議事の2番目、署名委員の指名をさせていただきます。

署名委員は今回の審議会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものです。

今回は、氏原委員と、森永委員のお二方をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

(3) 公開・非公開の採決

会 長

次に、議事の3番目、公開・非公開の採決についてであります。今回の審議会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきましてお諮りしたいと思います。

本審議会は、岡山県都市計画審議会運営細則により、「原則公開」でございますが、審議会におきまして、出席されておられます委員及び臨時委員の3分の2以上の同意がある場合には、非公開とすることができるという規定でございます。

報道関係と傍聴者の皆様をお願いいたします。

誠にお手数ではございますが、公開・非公開の採決が終わるまで、退場をお願いいたします。

採決が終わり次第、その結果につきまして事務局からご連絡いたします。

(報道関係者、傍聴者 退場)

会 長

今回の審議案件は、先ほどご紹介がありましたとおり、全部で1議案でございます。

事務局に確認ですが、本日審議する案件等について、個人が識別される情報などは含まれていますか。

事務局

岡山県土木部都市局都市計画課の小栗でございます。

本日、ご審議いただきます案件につきましては、個人等が識別されるような情報、権利利益を害する恐れのある情報及び本審議会の公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるような情報はございません。

会 長

わかりました。

今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。

従いまして、本審議会は公開することとし、希望者の傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

会 長

ありがとうございました。

本日の審議会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可することとします。

会 長

また、本日の審議会中の撮影・録音についてですが、撮影・録音を不許可とすべき特段の理由もないことから、審議会進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録音を許可することとしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

会 長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会では進行の妨げにならない範囲に限り、撮影・録音を許可することとします。

会 長

それでは、事務局は報道関係者、傍聴者を案内して下さい。

(報道関係者、傍聴者 入場)

(4) 議案の審議

会 長

それでは、議事の4番目、議案の審議に入ります。

第1号議案につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

都市計画課の「小栗」でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

第1号議案の「株式会社カンガイ産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、ご説明いたします。

これは、産業廃棄物処理施設の建築許可に当たり、「その敷地の位置が、都市計画上支障がないか」ということにつきまして、本審議会でご審議いただくものでございます。

A 3 横の説明資料の 1 ページ目をお開きください。

はじめに、「都市計画審議会に付議する理由」についてご説明いたします。

建築基準法第 5 1 条の規定により、都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設等の建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築・増築はできないとされております。

ただし、都市計画決定がなされていない場合におきましては、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築・増築が可能となると定められております。

今回ご審議いただきます案件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令に掲げる「産業廃棄物の処理施設」であり、県が都市計画を定める都市施設ですが、その敷地の位置を都市計画決定していないことから、特定行政庁である倉敷市長から、県の都市計画審議会に対し、議案として付議するよう依頼があったものでございます。

左側の点線四角囲いの中には、建築基準法や廃棄物処理法施行令などの関連する法律等の条文を抜粋したものを記載しており、その中ほどの青文字「廃棄物処理法施行令に掲げる産業廃棄物の処理施設とは」をご覧くださいと、廃棄物処理法施行令の第 7 条に規定する産業廃棄物処理施設を記載しております。また、その下には赤文字で「建築基準法施行令第 1 3 0 条の 2 の 3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）」として、工業専用地域内における制限の緩和内容を記載しております。この規模を超える能力を有する施設は、建築基準法第 5 1 条ただし書許可が必要となります。

今回の施設については、処理能力が、建築基準法施行令第 1 3 0 条の 2 の 3 の規模を超えているため、建築基準法第 5 1 条ただし書許可が必要となります。詳細は、この後ご説明いたします。

次に、右上の「産業廃棄物処理施設の建築許可の申請フロー図」についてご説明いたします。

まず、一番左の「計画者」が、産業廃棄物処理施設の建築許可を、特定行政庁である倉敷市長に申請いたします。

そこで、市が都市計画との整合などを確認し、建築に係る技術的な審査を行います。

その後、倉敷市は、市の都市計画審議会に諮り、その妥当性を審議しており、その結果、妥当であると答申を受けたものについて、市から県の都市計画審議会へ付議依頼されたものでございます。

本日の審議において、ご承認いただきましたら、倉敷市が計画者に建築許可する流れとなっております。

資料右側中段の「位置図」をご覧ください。

今回の案件について、敷地の位置を赤い丸印で示しております。

位置は、倉敷市玉島乙島字新湊8252番25の一部で、用途地域は工業専用地域でございます。

右下の「設置する施設の概要」をご覧ください。

申請者は「株式会社カンガイ」、主要施設は「産業廃棄物の中間処理施設として、破砕機2基を新設」、敷地面積は「約5,641㎡」でございます。

処理品目は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず、ガラスくずとなります。

今回の破砕施設は、廃棄物処理法施行令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破砕施設、また、同条第8号の2に規定する木くずの破砕施設に該当しますが、このうち、破砕施設の処理能力「1日当たり54.4t」が、先ほどの資料左側の赤文字「建築基準法施行令第130条の2の3 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和」でご説明いたしました処理能力「1日当たり6t」を超えておりますので、廃プラスチック類についてのみが許可の対象となります。

右下の写真は、今回の破砕機のイメージ写真となります。

それでは、資料の2ページ目の左上、「都市計画上の観点」をご覧ください。

今回の施設が、都市計画上支障がないかどうかをご検討いただくに当たりまして、「都市計画上の観点」として、2点挙げております。

1点目は、「当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合」です。「敷地及び周辺の用途地域の指定状況」、「敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無」、「災害ハザードエリアの確認」、さらには「学校、病院、公園などとの位置関係」についてでございます。

2点目は、「都市環境への影響」です。当該施設に起因する「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」はどうか、また、「生活環境影響調査による評価」はどうか、という観点でございます。

それでは、最初の観点「①当該施設の敷地の位置と既存の都市計画等との整合」について、資料右上でご説明いたします。資料左下の「付近見取

図」と併せてご確認ください。

まず、「1 敷地及び周辺の用途地域の指定状況」でございますが、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、住居系の用途地域、付近見取図では緑色や黄色のエリアになりますが、そういったエリアと近接していないことから、産業廃棄物処理施設の立地場所としては、問題ないと考えております。

次に、「2 敷地及び周辺における風致地区や景勝地の有無」ですが、当該敷地及び周辺には、風致地区や景勝地はございません。

次に、「3 災害ハザードエリア」ですが、当該地区は、災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンには該当しておりません。

次に、「4 学校、病院、公園などとの位置関係」ですが、付近見取図のとおり、当該敷地は、学校などの不特定多数の人が集まる施設から離れており、影響がない位置関係にあると考えられます。

よって、既存の都市計画等との整合に問題はないと考えております。

それでは、もう一つの観点、資料の右側中段の「②都市環境への影響」をご覧ください。ここでは、「搬出入車両の増加に伴う交通への影響」及び「生活環境影響調査による評価」についてご説明いたします。

まず、「1 搬出入車両の増加に伴う交通への影響」でございますが、今回の施設への搬出入に関する車両台数は、施設の最大処理能力から、1日当たり、大型車で往復32台を想定しており、搬出入車両の台数が少ないことから、道路交通に支障となるような影響はないと考えられます。

次に、「2 生活環境影響調査による評価」でございます。

周辺環境については、申請者が廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施し、これについて、倉敷市の環境部局において技術的な審査を行い、問題ないと判断されたものでございます。

よって、都市環境への影響についても問題はないと考えております。

なお、今回申請者が実施した「生活環境影響調査の項目と調査・予測結果及び評価」を右下に記載しておりますので、ご覧ください。

「1 大気質（粉じん）」につきましては、施設が建屋内に設置されること、最寄りの民家が申請位置から約800m離れていることなどから、施設稼働に伴い発生する粉じんが周辺地域に及ぼす影響は軽微なものと予測されております。

「2 騒音、振動」につきましては、当該敷地の用途地域は工業専用地域であり、騒音規制法及び振動規制法の規制基準は適用されませんが、予測値が工業地域に適用される基準値を下回っていることから、施設の稼働が周辺地域の騒音、振動状況を大きく変化させることはないものと評価さ

れております。

結論といたしまして、事務局としては、「当案件は、その敷地の位置が、都市計画上支障がない」ものと考えております。

第1号議案の説明は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

(委員：意見なし)

会 長 ご意見、ご質問もないようです。
第1号議案につきまして、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員：異議なし)

会 長 ありがとうございます。
ご異議がないようですので、第1号議案につきましては、原案どおり承認することと決定いたします。
以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。
円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。
それでは、進行を事務局にお返しします。

【 5 その他 】

司 会 皆さまには、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。
それでは、次第5のその他としまして、都市計画区域マスタープランの改訂についてご説明させていただきます。

事務局 それでは、「都市計画区域マスタープランの改訂」につきまして、ご説明させていただきます。

表紙に「都市計画区域マスタープランの改訂について」と記載した資料と表紙に「参考資料」と記載した資料をお手元にご用意ください。

現在、県では、県内全14の都市計画区域における都市計画区域マスタープランの改訂作業を行っております。つきましては、改訂の概要や今後の予定などにつきまして、ご説明させていただきます。

表紙に「都市計画区域マスタープランの改訂について」と記載した資料をご覧ください。

資料 1 ページをお願いします。

「都市計画区域マスタープランの改訂の目的・スケジュール」についてでございます。

目的でございますが、県内全 14 区域における、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、前回の改訂からおおむね 10 年が経過することなどから、令和 5 年の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、改訂を行うものでございます。

次に、スケジュールでございますが、令和 7 年度末の改訂に向けて作業を進めてまいります。

全 14 の都市計画区域につきましては、表紙に「参考資料」と記載した資料の参 1 ページ、「岡山県の都市計画区域」をご覧ください。

左の図が、岡山県の都市計画区域を示しており、全部で 14 区域でございます。

それでは、資料 2 ページにお戻りください。

「都市計画区域マスタープランの位置づけ」についてでございます。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第 6 条の 2 に基づく法定計画であり、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めるもので、県が決定する都市計画でございます。

都市計画区域マスタープランに即して、市町村が定める市町村マスタープラン及び立地適正化計画と、互いに連携・調整を図りながら、下段に記載しておりますが、都市施設、市街地開発事業などの個別の都市計画を決定し、都市づくりを進めていくこととしております。

資料 3 ページをご覧ください。

「都市計画区域マスタープランの構成」についてでございます。

都市計画区域マスタープランは、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものでございます。

したがって、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めることとし、都市施設、市街地開発事業については、優先的におおむね 10 年以内に整備するものを整備の目標として示すこととしております。

次に、都市計画区域マスタープランの全体構成でございますが、全区域共通の項目として、「基本的な考え方」、「県の都市づくりの方針と各都市計画区域の位置づけ」を記載し、各区域で「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定めるときはその方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を記載することとしております。

資料 4 ページをご覧ください。

「現行区域マスの都市づくりの方針」についてでございます。

現行の都市計画区域マスタープランは平成 29 年 3 月に策定しておりますが、現行区域マス策定時の都市計画に関する現状と課題を踏まえ、都市づくりの方針を設定しております。

現行区域マス策定時は、「人口減少が進行し、超高齢社会が到来するなか

、郊外への市街地の拡大や中心市街地の衰退、路線バスの廃止や減便による公共交通の利便性低下などが課題」となっておりました。これらの課題を解決するため、「公共交通の利便性が高い区域に居住や都市機能を集積させる、集約型都市構造の実現を目指す」こととしたものでございます。

現状・課題は左側に示しておりますとおり、「人口減少、少子化・高齢化の進行」など9項目で、これを踏まえた都市づくりの方針は右側に示しておりますとおり、「公共交通を軸に拠点が連携する都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）による持続可能な都市づくりの推進」を改訂方針とし、6項目を都市づくりの方針としております。

都市計画区域マスタープランの改訂にあたっては、現行区域マスの都市づくりの方針に基づく都市づくりの結果として、現在の都市計画の現状と課題を整理した上で、改訂区域マスの都市づくりの方針を定めることとしております。

資料5ページをご覧ください。

「現在の都市計画に関する現状と課題」についてでございます。

現行区域マス策定後の都市づくりの結果、現在の都市計画に関する「現状と課題」について整理しております。

上から2段目に「現状・課題」を記載しております。その下に、これらの課題を解決するための「都市づくりの方針」を記載しております。おおむね10年後の都市の姿として、現在の都市計画に関する現状と課題を下段の表のとおり、整理しております。特に重要な3項目についてご説明いたします。

表の一番左の「人口減少、少子化・高齢化の進行」につきましては、今後、「県の人口減少の進行は更に加速」することが予測されております。人口増加が見られるエリアの地価は上昇するなどの都市づくりの進展は見られますが、引き続き、持続可能な都市運営が必要な状況は変わっておりません。

次に、左から2列目の「公共交通の維持・充実の必要性」につきましては、人口増加が見られるエリアの鉄道利用者は増加している傾向がございますが、マイカー利用の増加等に伴う公共交通利用者の減少による鉄道・バス路線等の廃止や減便が見られる状況であり、引き続き、公共交通利用の促進、公共交通の維持・充実が必要な状況でございます。

次に、左から4列目の「郊外への市街地の拡大・中心市街地の衰退」につきましては、市街化区域内では、人口集積が進みつつありますが、市街地と隣接する地域等では、宅地化の進行が見られる地域もございます。また、依然として、中心市街地の衰退が見られる地域もあり、こういった地域においては、中心部における拠点性低下への対応が必要な状況でございます。

資料6ページをご覧ください。

現行区域マス策定時の現状・課題のうち、残る4項目につきましても「現在の都市計画に関する現状と課題」について下段の表のとおり整理しております。

表の一番左の「環境負荷の低減と自然環境保全の必要性」について、ご説明いたします。人口密度が高いほど、一人当たりのCO2排出量が少ない傾向

が見られるなどの都市づくりの進展は見られますが、カーボンニュートラルの実現に向けて、より一層、脱炭素化の取組が必要な状況でございます。

資料7ページをご覧ください。

「現在の都市計画に関する現状と課題（検証）」についてでございます。現行区域マス策定後の都市づくりの結果をまとめた上で、今後の都市づくりに求められる要素を整理しております。

まずは、上段に記載しております「現行区域マス策定後の都市づくりの結果」でございます。

都市づくりが進展していることとして、次の3点がございます。

1点目は、岡山駅をはじめ、倉敷駅、赤磐市役所等の拠点では人口が増加するなど、市街化区域の人口密度は増加しており、人口集積が進みつつあるという点、2点目は、人口増加が見られるエリアでは、鉄道利用者が増加するとともに、地価の上昇が見られるという点、3点目は、人口密度が高いほど、一人当たりのCO₂排出量が少ない傾向が見られるという点でございます。

表紙に参考資料と記載のある資料の参－2ページ、「市街化区域の人口密度」をご覧ください。

左の図は、平成22（2010）年から令和2（2020）年にかけての人口増減を示した図でございます。暖色系の着色が人口増加、寒色系の着色が人口減少を示しておりまして、赤色の太線で囲んだ「岡山駅」「倉敷駅」「赤磐市役所」周辺等では人口が増加しております。また、右上に人口密度を示しておりますが、オレンジ色で記載した市街化区域の人口密度は増加しております。

次に、参考資料の参－3ページ、「人口と鉄道利用者」をご覧ください。

県南広域における人口増減と鉄道利用者の状況をまとめたものでございます。

左の図で赤色の太線で囲んだ人口増加が見られる「岡山駅」「倉敷駅」と、青色の太線で囲んだ人口減少が見られる「宇野駅」の鉄道利用者数の推移を右側に示しております。人口増加が見られる「岡山駅」「倉敷駅」では鉄道利用者が増加傾向であるのに対して、人口減少が見られる「宇野駅」では減少傾向となっております。

参考資料の参－4ページ、「人口と鉄道利用者」をご覧下さい。

県南広域以外の人口増減と鉄道利用者の状況でございます。左に示した、津山広域における「津山駅」、右に示した、浅口広域における「鴨方駅」においても、人口と鉄道利用者数の増減には同様の傾向が見られるところでございます。

参考資料の参－5ページ、「人口と地価公示価格」をご覧下さい。

表の左から4列目に令和6年の地価、5列目に前年比を記載しております。

アンダーラインを引いております、人口増加が見られる「岡山駅」「倉敷駅」などの周辺では前年比が100%を超えており、地価が上昇しているのに対して、青字で記載した、人口減少が見られる「宇野駅」「児島駅」など

の周辺では地価の下落が見られる状況でございます。

参考資料の参－6 ページ、「人口密度と一人当たりのＣＯ２排出量」をご覧ください。

左のグラフは、横軸に人口密度、縦軸に一人当たりのＣＯ２排出量を示したものです。

人口密度が高いほど、一人当たりのＣＯ２排出量が少ない傾向が確認できます。

それでは、資料 7 ページにお戻りください。

次に、依然として課題となっていることでございます。

依然として、更なる人口減少、少子化・高齢化の進行が予測されるとともに、中心市街地の衰退が見られる地域もございます。

参考資料の参－7 ページ、「岡山県の人口減少と少子化・高齢化」をご覧ください。

国立社会保障・人口問題研究所による、岡山県の将来人口を左のグラフに示しております。グラフ中の黒線は「実績値」、青線は「平成 30 年の推計値」、赤線は「令和 5 年の推計値」でございます。

平成 30 年と令和 5 年の推計値を比較すると、将来人口が下振れしており、県の人口減少は更に加速するものと予測されております。また、右上に「老年人口割合」と「年少人口割合」を示しておりますが、老年人口割合は一貫して上昇し、年少人口割合は一貫して減少することが予測されております。

それでは、資料 7 ページにお戻りください。

以上のことから、中段に記載しておりますが、「集約型都市構造の実現により期待される効果が発現しつつあるが、依然として、人口減少、少子化・高齢化への対応や中心市街地の衰退が見られる地域への対応が課題」となっており、「現行区域マスにおける都市づくり、すなわち、集約型都市構造の実現は、道半ば」であると考えております。

そこで、下段に記載しておりますとおり、「今後の都市づくりに求められる要素」といたしましては、「現行区域マスの都市づくりの方針は、維持するが、集約型都市構造による持続可能な都市の実現を図るためには、新たな要素を加えて、都市づくりを進める必要がある。」と考えております。

資料 8 ページをご覧ください。

「都市づくりの方針を定めるための新たな要素」でございます。

集約型都市構造による持続可能な都市の実現を図るため、「全ての世代が住みたいと感じる都市づくり」を進めることとし、都市づくりの方針を定めるための新たな要素を「県民満足度調査」より抽出いたします。

中段に令和 6 年 8 月に実施した岡山県県民満足度調査の結果をまとめております。

真ん中にあります、「生活満足度」として、生活に「満足している主な理由」及び「満足していない主な理由」をそれぞれ、10 項目抽出しております。都市づくりの観点で、満足している理由を抽出いたしますと、「治安・環境が良い」「交通・買い物・病院など暮らしやすい」「災害が少なく住み

やすい」といった項目が挙げられております。また、満足していない理由としては、「交通の便が悪い」「商業・娯楽施設・病院が少ない」といった項目が挙げられております。

次に、右側の上から「満足度の低い項目」「重要度の高い項目」「前年度から満足度の低下幅が大きい項目」を抽出しております。

「満足度の低い項目」としては、「若い世代の出会いや結婚、出産の希望がかなう」「新たな企業立地や設備投資」等の項目が上位に挙げられております。

「重要度の高い項目」としては、「災害に備えた対策がなされ、安心して住める」「犯罪や交通事故が少なく安心して暮らせる」等の項目が上位に挙げられております。

「前年度から満足度の低下幅が大きい項目」としては、「豊かな自然が保全されるなど、快適な環境になっている」「国内や国外からたくさんの観光客が訪れている」といった項目がございます。

以上のことから、「都市づくりの方針を定めるための新たな要素」として、下段に示しております「①公共交通が利用しやすい」「②病院、商業施設等へのアクセスが良い」等の8項目を、抽出しております。

資料9ページをご覧ください。

国土交通省における暮らしに関する全国調査の結果をまとめたものでございます。中段に結果をまとめておりますが、「現在住んでいる地域にはどのような魅力がありますか」との問いに対して、「公共交通・買い物等の日常生活が便利なことなど「利便性」に関する要素」と「自然環境の豊かさ、気候、治安、風紀の良さなど、その地域が持つ「地域らしさ」に関する要素」を『魅力』と捉える回答の割合が多くなっております。

これは、県民満足度調査より抽出したものと概ね一致しております。

したがって、「都市づくりの方針を定めるための新たな要素を魅力」と定義することといたします。

資料10ページをご覧ください。

「今回の改訂方針」でございます。

以上のことから、現行区域マスの都市づくりの方針に、『魅力』を加えて、今回の方針を、下段に記載しておりますとおり、「公共交通を軸に拠点が連携する都市構造（多極ネットワーク型コンパクトシティ）による持続可能な魅力ある都市づくりの推進」としたいと考えております。

資料11ページをご覧ください。

「改訂区域マスの都市づくりの方針」でございます。

上位計画である「第4次晴れの国おかやま生き活きプラン」を踏まえて、今回の改訂の方針に基づき、改訂区域マスの都市づくりの方針を定めたいと考えております。

赤字の箇所は、今回新たに加える要素である「魅力」を踏まえた、現行区域マスからの変更点でございます。

現行区域マスの「1 人口減少・少子高齢社会に対応する都市づくり」につきましては、改訂において、「1 人口減少・少子高齢社会に対応する魅

力ある都市づくり」とし、「公共交通が利用しやすい」「病院、商業施設等へのアクセスが良い」といった要素を踏まえて「地域の実情に応じた公共交通ネットワークの維持・充実」や「立地適正化計画の実効性の向上を図る」ことを加えることとしております。立地適正化計画の実効性の向上とは、居住の誘導状況などを確認の上、計画を評価し、必要に応じて変更を検討することにより、実効性を高め、集約型都市構造の実現を目指すものでございます。

「2 安心・安全で暮らしやすい都市づくり」につきましては、「治安・環境が良い」「自然災害に対して安全」「結婚・出産・子育てがしやすい」といった要素を踏まえて、「立地適正化計画と連携した災害に強い都市づくり」や「こども・子育てにやさしい都市づくり」を加えることとしております。

現行区域マスの「3 環境に配慮したうるおい豊かな都市づくり」につきましては、改訂において、「3 カーボンニュートラルの実現を目指した都市づくり」とし、「豊かな自然環境の保全」といった要素を踏まえて、「脱炭素化の推進」や「まちづくりGXの推進」を加えることとしております。

また、「4 産業の活性化を目指した都市づくり」には、「企業誘致等の産業振興」といった要素を踏まえて「産業分野のカーボンニュートラルに資する取組の推進」を、「5 地域資源を生かし交流が広がる都市づくり」には、「国内外からの観光客誘致」といった要素を踏まえて「観光分野のDXの推進による持続可能な魅力ある観光地づくり」を、それぞれ加えております。

これらの都市づくりの方針に基づき、引き続き、集約型都市構造の実現に向けて、拠点への更なる都市機能や居住の誘導を図るとともに、地域の実情に応じた魅力ある都市づくりを推進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、参考資料の参－8ページに「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の素案における都市づくりに関連する主な施策をまとめておりますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。

司 会 都市計画区域マスタープランの改訂につきましては、今後、都市計画審議会に諮る予定としております。特にこの場で何かございましたら、お伺いしますが、いかがでしょうか。

委 員 説明資料の8ページに都市づくりの方針を定めるための新たな要素をまとめておられますが、この中の1番から5番については、地域にもたらす価値を表現していると思いますが、6番、7番、8番は、価値ではなく方針的な表現になっている気がいたします。

これらの要素を魅力という言葉に言い換えられると、少し違和感がある気がしておりますので、もし、価値で統一されるのであれば、例えば、「企業誘致等の産業振興」という言葉は、「企業誘致等の立地の好適地」、「豊かな自然環境の保全」であれば、「豊かな自然環境が保全さ

れている」というような言葉で、少し表現方法を統一された方がよいのではないかと思います。

それから、もう１点、モントリオールで開かれたＣＯＰ１５の会議において、ネイチャー・ポジティブの考えが新たに打ち出されたと思いますが、どのように今回の改訂作業の中に組み込まれていくのか、何か検討された経緯があれば、参考までに教えてください。

事務局

ありがとうございます。

一点目でございます。今回改訂する都市計画区域マスタープランにおきまして、基本的には現状の方針を維持する中で、何か要素を加えていきたいというところがございまして、それを魅力と位置付けております。各要素の表現方法につきましては、委員からのご意見を踏まえまして、これから検討してまいりたいと考えております。

二点目でございますが、まだ検討ができていない状況でございます。委員からの意見を参考に、これからの改訂作業で取り組める内容については、取り組んでまいりたいと考えております。貴重なご意見、ありがとうございます。

司 会

他にご意見、ご質問はございませんか。

これをもちまして、その他都市計画区域マスタープランの改訂についてのご説明を終わらせていただきます。

【 ６ 閉 会 】

司 会

以上をもちまして、予定しております案件は、全て終了いたしました。委員の皆さま、この他に何かございますでしょうか。

(委員：意見なし)

司 会

ありがとうございます。それでは、これをもちまして「第１６５回岡山県都市計画審議会」を閉会いたします。

皆さま、本日は、誠にありがとうございました。